



# 妊婦のみなさまへ



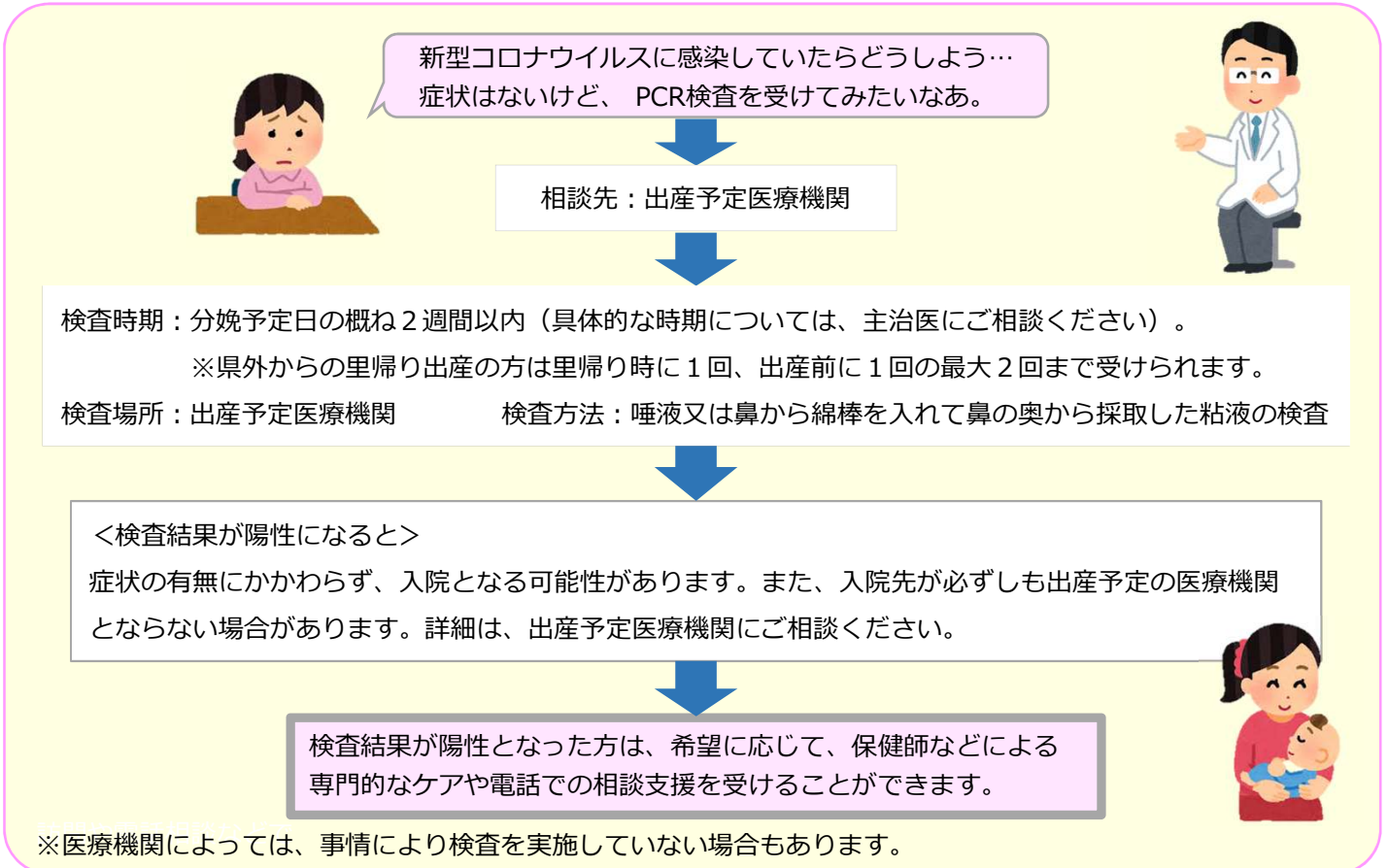
～新型コロナウイルス感染症の検査についてのお知らせ～

検査を希望する妊婦の方に、新型コロナウイルスの検査を行います。

対 象	相談先
<ul style="list-style-type: none"> <li>山形県内の医療機関で出産予定の方（山形県内に住民票が無い方を含む）</li> <li>発熱などの感染を疑う症状がない方</li> </ul>	山形県内の 出産予定医療機関

※発熱などの症状のある方や無症状でも医師より検査が必要と判断された方は、本検査の対象ではなく、帰国者・接触者外来などに相談のうえ、感染症法に基づく検査（行政検査）を受けていただくこととなります。

## ■検査までのフローチャート



## ウイルス検査の実施にあたっては、下記内容をご覧になり、出産予定医療機関にご相談ください。

- 検査の性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること（偽陰性）や、感染していないのに結果が陽性になること（偽陽性）があります。
- 検査は、妊婦が希望する場合に任意で行われるものですが、例えば陣痛が発来しているなど、その時点の妊婦の状態によっては、医師の判断により新型コロナウイルス感染症の検査よりも必要とされる処置が優先される可能性があります。

### ＜検査結果が陽性となった場合＞

- 症状の有無にかかわらず、入院となる可能性があります。
- 症状の有無にかかわらず、入院先が必ずしも出産予定の医療機関とならない場合があります。また、出産方法等が変更される（帝王切開や計画分娩等）可能性があります。
- 症状の有無にかかわらず、感染拡大防止の観点から入院中の面会および出産時の立ち会いが制限される場合があります。また、出産後の一定期間、お母さんと赤ちゃんが別室での管理となり、赤ちゃんに触れたり、授乳することができない可能性があります。
- 症状の有無にかかわらず、保健所が実施する積極的疫学調査（いつどこに行き、誰と会ったか等）に御協力いただきます。

### ＜検査結果が陰性となった場合＞

- 検査の性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること（偽陰性）がありますので、結果が陰性であることが確実に感染していないことの証明にはなりません。また、検査後に感染する場合がありますので、引き続き感染予防対策をし、かかりつけの産婦人科医師の指示に従って生活していただけます。